

財務諸表に対する注記

この財務諸表等は、公益法人会計基準及び同運用指針（平成 20 年 4 月 11 日 平成 21 年 10 月 16 日改正 内閣府公益認定等委員会）及び同実務指針（平成 28 年 12 月 22 日改正 日本公認会計士協会）に準拠して作成している。なお、会計区分は移行認定に係る行政庁からの決定処分にもとづいている。

1 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法にもとづく原価法を採用している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

定額法による減価償却を実施している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用している。

2 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

| 科目 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|----------|-------------|-------|-------|-------------|
| 基本財産 | | | | |
| 定期預金 | 10,000,000 | 0 | 0 | 10,000,000 |
| 小計 | 10,000,000 | 0 | 0 | 10,000,000 |
| 特定資産 | | | | |
| 施設運営安定資産 | 117,771,953 | 0 | 0 | 117,771,953 |
| 小計 | 117,771,953 | 0 | 0 | 117,771,953 |
| 合計 | 127,771,953 | 0 | 0 | 127,771,953 |

3 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

| 科目 | 当期末残高 | (うち指定正味財産からの充当額) | (うち一般正味財産からの充当額) | (うち負債に対応する額) |
|----------|-------------|------------------|------------------|--------------|
| 基本財産 | | | | |
| 定期預金 | 10,000,000 | 0 | 10,000,000 | — |
| 小計 | 10,000,000 | 0 | 10,000,000 | — |
| 特定資産 | | | | |
| 施設運営安定資産 | 117,771,953 | 0 | 117,771,953 | 0 |
| 小計 | 117,771,953 | 0 | 117,771,953 | 0 |
| 合計 | 127,771,953 | 0 | 127,771,953 | 0 |

4 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

| 科目 | 取得価額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|-----|-----------|-----------|-------|
| 構築物 | 1,162,350 | 1,162,349 | 1 |

5 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

| 補助金等の名称 | 交付者 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|-----------------|---------------|-------|------------|------------|-------|
| 第 72 回福岡美術展覧会 | 福岡県美術展覧会実行委員会 | 0 | 55,000 | 55,000 | 0 |
| 平成 28 年度文化芸術振興費 | 文化庁 | 0 | 15,800,000 | 15,800,000 | 0 |
| 平成 28 年度地域創造補助金 | 地域創造 | 0 | 1,516,000 | 1,516,000 | 0 |
| 合計 | | 0 | 17,371,000 | 17,371,000 | 0 |

6 その他

(表示方法の変更に関する注記)

当法人は、貸借対照表内訳表の作成義務はなく、過年度においても作成していないことから、『公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について（公益認定等委員会 公益法人の会計に関する研究会）』、及び、『非営利法人委員会研究報告第 29 号「正味財産増減計算書内訳表等に関する研究報告」の公表について（日本公認会計士協会）』の発出にもとづき、正味財産増減計算書内訳表における正味財産期首残高及び正味財産期末残高は、貸借対照表に合わせて、法人全体の金額を記載するものとする。